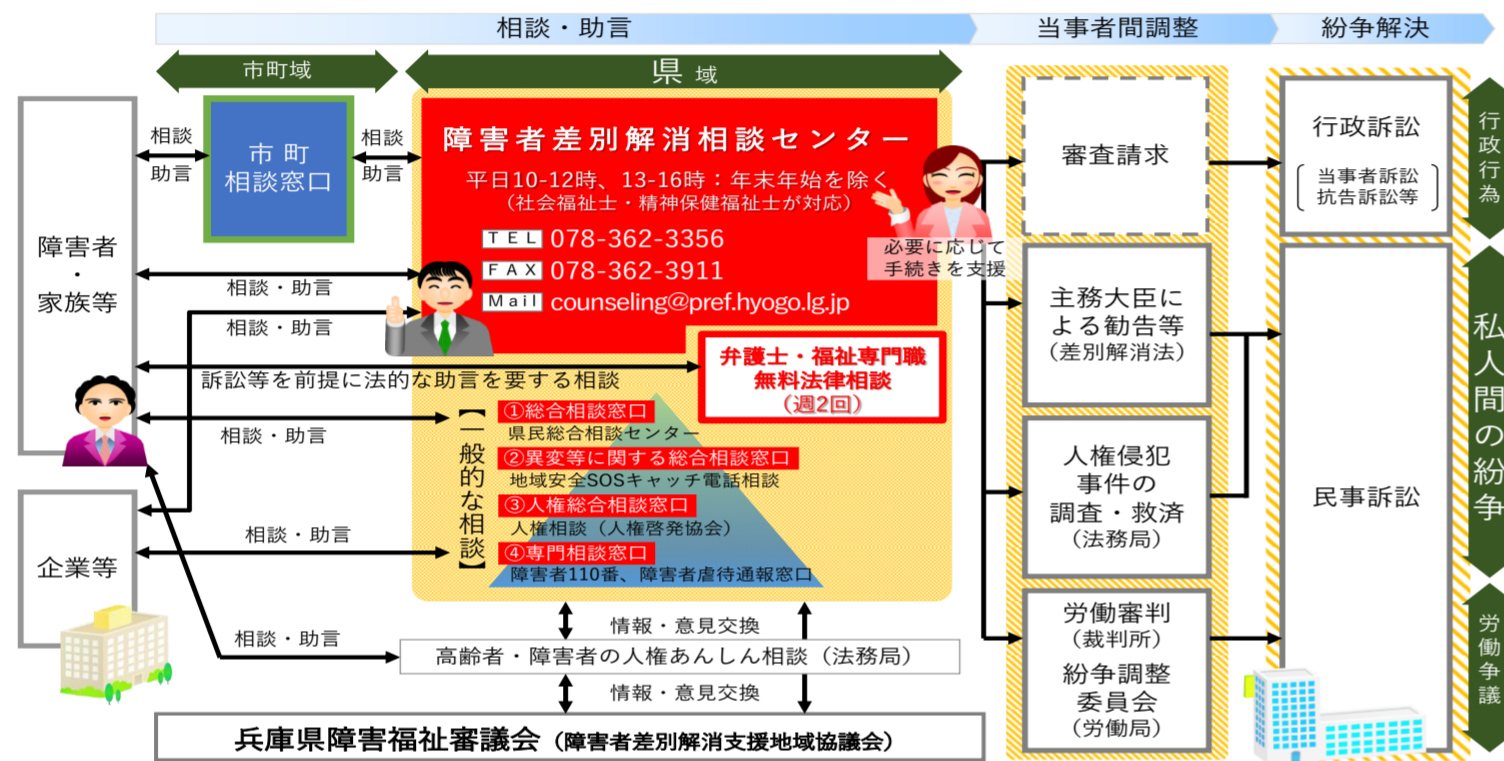


障害者差別解消に向けた取組状況

1. 本県差別解消関連施策の組み立て

| 対象 | 施策概要 | 内容 |
|-------|--------------------------------------|--|
| 障害者支援 | 相談窓口の設置 当事者意見の吸い上げ | 障害者差別解消相談センター、弁護士・福祉専門職による法律相談 障害者委員会の開催 |
| 事業者支援 | アドバイザーによる助言 企業研修等の講師引受 相談窓口の設置 | 合理的配慮アドバイザーの派遣、職員による行政説明、 <u>障害者差別解消相談センター</u> |
| 県民支援 | 障害の理解促進 | 改正法の概要パンフレット作成・研修動画作成予定 |

2. 障害者差別事案への対応体制



3. 障害者差別解消相談センター受付状況 (R4,R5年度)

| | 受付件数 | | | 相談形態 | | | | 障害種別 | | | |
|------|------|------|------|------|-----|------|-----|------|----|----|----|
| | 相談件数 | 業務日数 | 1日平均 | 来所 | 電話 | ファクス | メール | 身体 | 知的 | 精神 | 他 |
| R4年度 | 153 | 243 | 0.63 | 6 | 136 | 0 | 11 | 46 | 17 | 81 | 45 |
| R5年度 | 175 | 243 | 0.72 | 5 | 163 | 1 | 6 | 26 | 36 | 55 | 54 |

| | 相談・助言分野 | | | | | | | | | | | |
|------|---------|----|----|----|----|----|------|----|----|----|----|-----|
| | 福祉 | 医療 | 小売 | 労働 | 教育 | 交通 | サービス | 行政 | 家族 | 住民 | 他 | 対象外 |
| R4年度 | 18 | 7 | 13 | 16 | 13 | 3 | 29 | 31 | 5 | 7 | 11 | 45 |
| R5年度 | 5 | 13 | 1 | 33 | 15 | 12 | 43 | 28 | 7 | 2 | 20 | |

※障害種別と相談・助言分野は複数の項目にまたがる案件が含まれるため、合計件数と受付件数は一致しない。

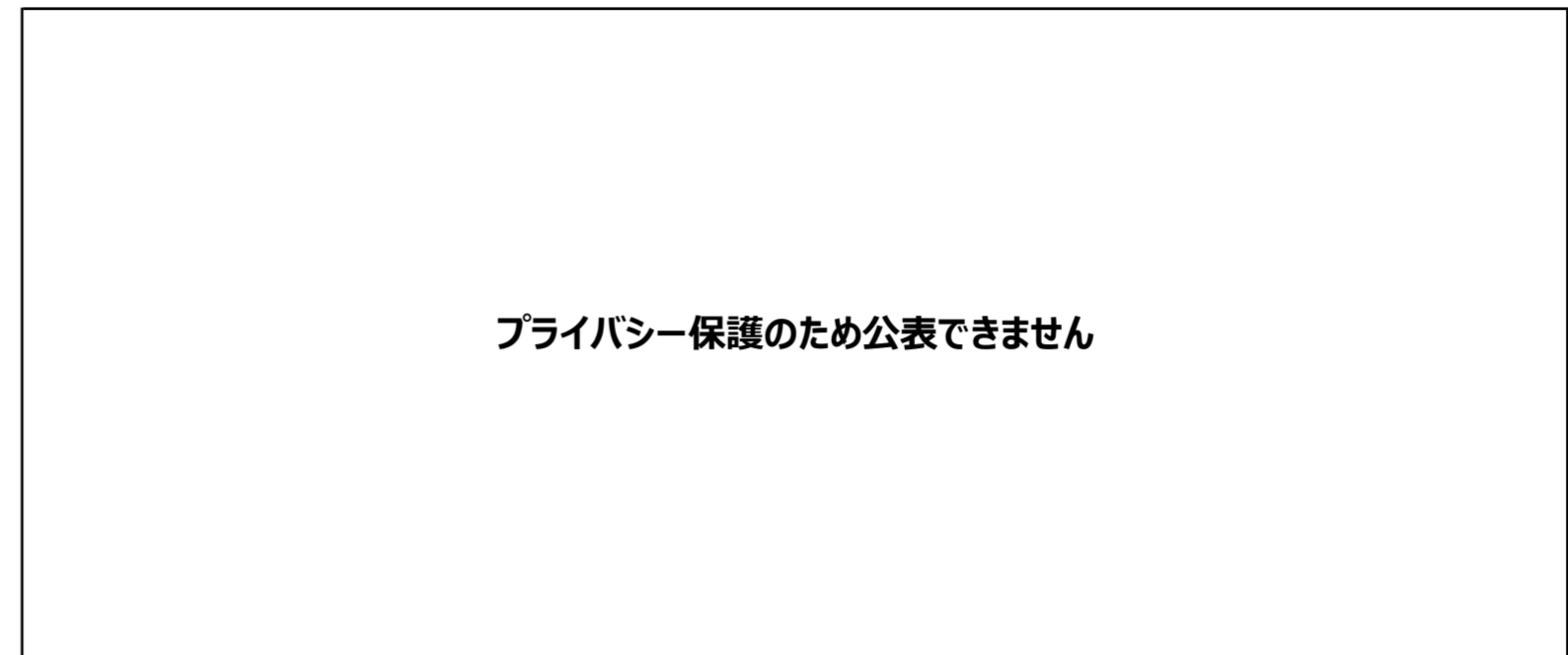
4. 弁護士・福祉専門職法律相談受付状況 (R4,R5年度)

| | 受付件数 | | | 相談形態 | | 障害種別 | | | |
|------|------|------|------|------|------|------|----|-----|----|
| | 相談件数 | 業務日数 | 1日平均 | 電話 | ファクス | 身体 | 知的 | 精神 | 他 |
| R4年度 | 212 | 48 | 4.4 | 212 | 0 | 68 | 16 | 116 | 12 |
| R5年度 | 234 | 50 | 4.6 | 234 | 0 | 59 | 23 | 144 | 8 |

| | 相談分野 | | | | | | | | | | | |
|------|------|-------|-------|----|------|------|-------|-----------|--------------|------|-----|--|
| | 家庭 | 財産・金銭 | 事故・賠償 | 人権 | 法令解釈 | 近隣紛争 | 消費者被害 | 退院請求・処遇改善 | 障害福祉サービス等・行政 | 労働問題 | その他 | |
| R4年度 | 13 | 72 | 13 | 3 | 1 | 10 | 5 | 11 | 22 | 4 | 58 | |
| R5年度 | 8 | 75 | 16 | 12 | 2 | 10 | 10 | 35 | 34 | 6 | 26 | |

※精神科病棟内の公衆電話に法律相談の案内掲示をしているため、精神障害者の割合が高い。

5. 障害者差別解消相談センターへ寄せられた主な相談の概要【取扱注意】



6. 相談事例の全体的な傾向とセンターの対応等ポイント

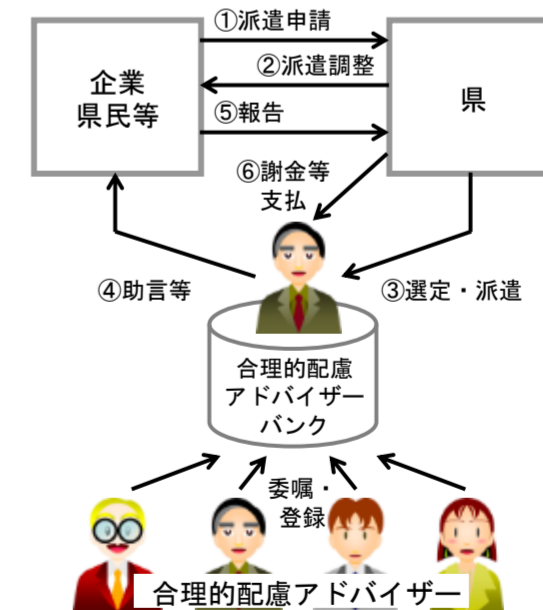
- ① 事業者に状況確認することで、以降の対応が進んだと思われるケースが出てきている。
相談内容の大半は一般的な相談を占めている。
相談を傾聴することで、相談者が落ち着き、助言等することなく相談が終わることも多い。
- ② 差別的な扱いを行ったとする相手先に対し、センターからの指導等を求めるケースや、自らの希望が叶わなければ「合理的配慮の不提供である」として、事業者等の事情を顧みない等、法を根拠に過重な対応を求めるケースがあるが、法の趣旨である当事者間での建設的対話の重要性を伝えている。

7. 合理的配慮アドバイザー制度の仕組み (派遣実績 R4年度：3件、R5年度：7件、R6年度：10件 (見込))

- ① 企業は合理的配慮アドバイザー (障害者雇用・対応等のエキスパート) から、無償で助言の提供等を受け、自社に必要な合理的配慮の提供を構築することができる。
- ② 県は、合理的配慮アドバイザーに対して必要な経費 (謝金・旅費) を支給する。

- 【アドバイザーの業務】**
- ① 法第8条に規定する責務の遂行に取り組む事業者に対して助言を行うこと (合理的配慮の助言)
 - ② 県民及び事業者が行う障害を理由とする差別の解消に関する理解を深めるための学習会等に対して助言を行うこと (研修会の講師)
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、障害福祉課長が必要と認めるもの

- 【委嘱対象者】**
- ① 障害者雇用促進法第44条第1項に規定する子会社 (特例子会社) の担当者等、障害者雇用等についての知識やノウハウを有する者
 - ② 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業者の担当者等、障害者の特性等についての知識やノウハウを有する者
 - ③ その他障害福祉課長が認める者



8. 差別解消施策に係る今後の課題

R6.4月改正障害者差別解消法の施行にあわせて、国が設置した「つなぐ窓口」と連携を図りつつ、「障害者差別について相談できるところがある」ことを多くの障害者に認知してもらえるよう引き続き努める。また、事業者に対しても改正法の内容や相談窓口の周知、合理的配慮アドバイザーの利用促進を図る。

合理的配慮アドバイザー 派遣実績

1 派遣件数の推移

| H28 | H29 | H30 | R 元 | R2 | R 3 | R4 | R5 | R6. 10 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--------|
| 7 件 | 2 件 | 4 件 | 3 件 | 0 件 | 0 件 | 3 件 | 7 件 | 10 件 |

新型コロナウイルスの影響
R2. 2～R5. 5… 2 類相当

R6. 4～ 事業者の
合理的配慮提供
義務化

2 助言等の内容（主なもの）

取扱注意

| 対象 | 派遣先 | 内容 |
|--------|-----|---|
| 事業者 | 非公表 | <ul style="list-style-type: none"> 令和6年5月開催の世界パラ陸上神戸大会での選手対応に向けた助言。 食事会場の床がカーペットだと車椅子での移動がしにくい、ビュッフェ形式での食事提供では、車椅子ユーザーの視線の高さを考慮して机を低くする、視覚障害の選手への声かけ時の注意点 等。 |
| 事業者 | | <ul style="list-style-type: none"> 利用受付時には障害者と分からなかった利用者（近隣施設の団体利用）が、コース内でとった危険な行動を注意したところ生じたトラブルへの対応について助言。 健常者である引率者への確認を工夫（注意事項の冊子を渡す）、施設内に注意事項を掲示する（健常者にも等しく周知）等。 |
| 住民 | | <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の研修会で障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮について説明。 短時間のグループワークを多く取り入れ、法について初めて知る参加者にも興味を途切れさせないよう構成を工夫。 |
| 事業者・住民 | | <ul style="list-style-type: none"> 事業者と市が協働して行うまちづくり事業の一環で、事業者・市民向けの講演会として、障害者差別解消法の趣旨等を説明。 |